

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年09月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	境町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.sakai.ibaraki.jp/page/page000629.html">http://www.town.sakai.ibaraki.jp/page/page000629.html</a>

執行機関名 境町長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	境町医療福祉費支給に関する条例(平成14年境町条例第24号)による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの(妊産婦)
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		境町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 境町医療福祉費支給に関する条例(平成14年境町条例第24号)による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法第1条	境町医療福祉費支給に関する条例(平成14年境町条例第24号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 この条例は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		<ul style="list-style-type: none"> <li>境町医療福祉費支給に関する条例(平成14年境町条例第24号)</li> <li>境町医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和51年境町規則第19号)</li> </ul>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	境町医療福祉費支給に関する条例第4条、境町医療福祉費支給に関する条例施行規則第3条及び第4条
②事務の内容	児童手当法第7条第1項(同法第17条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))及び同法附則第2条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	境町医療福祉費支給に関する条例施行規則第3条及び第4条の医療福祉費受給者証の交付についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	境町医療福祉費支給に関する条例第5条、境町医療福祉費支給に関する条例施行規則第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第7条第1項の一般受給資格者をいう。ロ及び次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	受給者及びその者の配偶者又は受給者若しくはその者の配偶者の民法第877条に定める扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		